

奥州市中小企業等 賃上げ支援事業補助金

1時間あたり60円以上の賃上げを
行った中小企業等を対象に
従業員1人あたり**3万円**を支給します
(1事業所あたり最大50人分)

支給額

基本補助額：従業員1人あたり **3万円**

※令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合は、**1万円**を加算します。

※1事業所あたりの上限は**50人分**となります。

※対象となる従業員は、**正規雇用労働者**に限ります。

支給対象者

以下の全てを満たす中小企業者または個人事業主
(常時使用する従業員を1人以上雇用しているものに限る)

* 市内に事業所を有する中小企業者 または 個人事業主

* 岩手県「物価高騰対策賃上げ支援金」を令和8年2月以降に
交付決定されていること

* 市税を滞納していないこと

* 奥州市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

* 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する
風俗営業等を営んでいないこと

支給要件

* 賃上げの対象期間：令和7年10月1日～令和8年9月30日
(令和8年10月に支給された場合を含む)

* 賃上げ月の前月と比較して1時間あたり60円以上引き上げていること

* 最低1ヶ月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること

* 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること

※支給対象者、支給要件等の詳細は、市ホームページまたは
商工労政課労政係（裏面参照）へお問い合わせください



申請から支給までの流れ

1. 岩手県「物価高騰対策賃上げ支援金」交付決定
* 令和8年2月以降の交付決定通知書を確認してください。
2. 奥州市へ申請
* 岩手県の交付決定通知を含む各申請書類を作成し、奥州市へ本補助金の申請を行ってください。
* オンライン（LoGoフォーム）、郵送、または窓口にて申請可能です。
3. 奥州市による審査
* 提出された書類に基づき、奥州市が審査を行います。
4. 交付決定・支給
* 審査の結果、交付が決定された場合、お申し出の口座へ補助金が支給されます。

※申請から支給までは概ね1か月程度を予定しておりますが、書類不備や申請状況等によりさらに期間を要する場合があります。

※LoGoフォームURL

<https://logoform.jp/form/cAjx/1559429>



提出書類一覧

1. 奥州市中小企業等賃上げ支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
2. 誓約書兼同意書（様式第2号）
3. 支給対象従業員一覧（様式第3号）
* 記載する時給相当額の計算方法は、岩手県の賃上げ支援金と同一の基準ですので、県への申請時の計算結果をそのまま活用できます。
4. 岩手県物価高騰対策賃上げ支援金交付決定通知書の写し
5. 支給対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
6. 支給対象従業員の賃金台帳の写し
7. 本補助金振込先の口座に関する情報（預金通帳の写し等）

※申請様式は、市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/6/1054/2/11757.html>



受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年12月25日（金）まで

※ただし、予算の上限に達し次第、受付を終了します。

【申請書類提出先・お問い合わせ先】

〒023-8501

奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市商工観光部商工労政課労政係

（奥州市役所本庁舎5階）

Tel 0197-34-2333

Fax 0197-24-1992

E-mail shoukou@city.oshu.iwate.jp

受付時間 平日8:30~17:15

